



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所
編集兼印刷発行人 神戸市長
発行日 毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
規則	執行機関の附属機関に関する条例第1条第2項の規定に基づく市長の附属機関に関する規則の一部を改正する規則	行財政局資産活用課	1
告示	土壌汚染対策法第11条第1項に基づく「形質変更時要届出区域」の指定	環境局環境保全課	4
告示	公募設置等計画の認定(海浜公園)	建設局公園部整備課	5
告示	学校給食に係る学校給食費の収納事務の委託	教育委員会事務局学校支援部健康教育課	6
告示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定	福祉局監査指導部	7
告示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止	福祉局監査指導部	10
告示	児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定	福祉局監査指導部	12
告示	児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の廃止	福祉局監査指導部	15
告示	個人の市民税の控除の対象となる寄附金に係る団体の指定(特定非営利活動法人 ケアット)	行財政局税務部市民税課	16
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道 宇治川右岸線、市道 湊東方面第5号線)	建設局道路管理課	17
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道 生田北125号線)	建設局道路管理課	18
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道 星が丘3号線)	建設局道路管理課	19
公告	大規模小売店舗立地法第6条第2項による届出(TerrasMa)	経済観光局経済政策課	20
公告	神戸農業振興地域整備計画の軽微な変更	経済観光局農政計画課	23
公告	都市公園の設置(潤和谷田公園)	建設局公園部管理課	24
公告	開発行為に関する工事の完了(神戸市須磨区友が丘9丁目他)	都市局都市計画課	25
選挙管理委員会	法定連署数の告示	選挙管理委員会事務局	26

執行機関の附属機関に関する条例第1条第2項の規定に基づく市長の附属機関に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月12日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第21号

執行機関の附属機関に関する条例第1条第2項の規定に基づく市長の附属機関に関する規則の一部を改正する規則

執行機関の附属機関に関する条例第1条第2項の規定に基づく市長の附属機関に関する規則（令和4年10月規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則 (施行期日)	附 則 (施行期日)
1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1)～(6) [略] (7) <u>附則第9項の規定 令和7年4月1日</u>	1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1)～(6) [略]
2～8 [略]	2～8 [略]

9 執行機関の附属機関に関する条例

第1条第2項の規定に基づく市長の附属機関に関する規則の一部を次のように改正する。

別表1及び別表2の本山神岡住宅跡地活用事業者選定委員会の項を削る。

別表1

名称	担当事務
[略]	[略]
神戸市立鶴越斎場建替事業者選定委員会	[略]
本山神岡住宅跡地活用事業者選定委員会	本山神岡住宅跡地の利活用事業者選定に関すること。

別表2

名称	定数	任期	会長
[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市立鶴越斎場建替事業者選定委員会	[略]	[略]	[略]
本山神岡住宅跡地活用事業者選定	6人	委嘱の日から令和7	委員の互選により選

別表1

名称	担当事務
[略]	[略]
神戸市立鶴越斎場建替事業者選定委員会	[略]

別表2

名称	定数	任期	会長
[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市立鶴越斎場建替事業者選定委員会	[略]	[略]	[略]

委員会		年 3 月 31 日ま で	任 する 者
-----	--	---------------------	-----------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

神戸市告示第326号

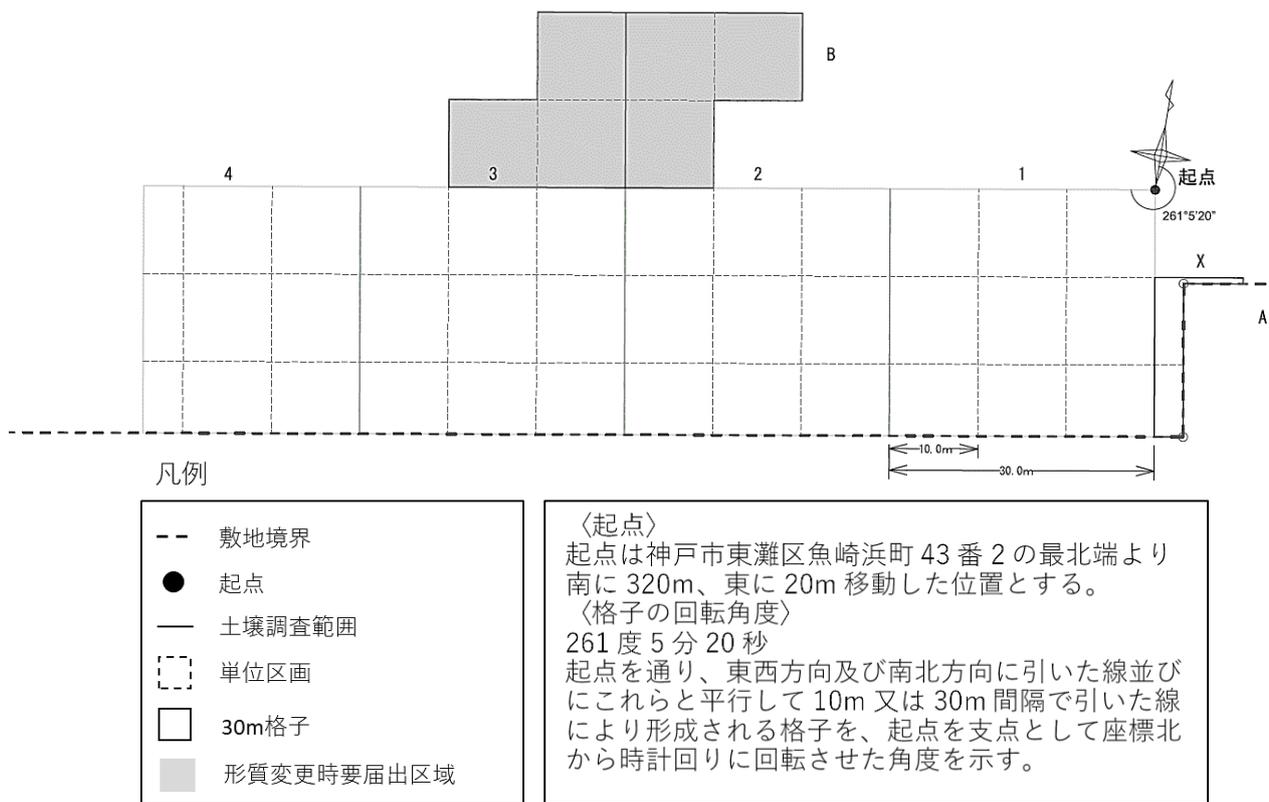
土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を、次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

令和5年8月30日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定する区域
東灘区魚崎浜町43番2の一部
(別図のとおり)
- 2 特定有害物質の名称
ふっ素及びその化合物

別図



神戸市告示第327号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の6第2項の規定により、次のとおり認定した。

令和5年9月1日

神戸市長 久元喜造

1 認定計画提出者

グループ名 : 神戸須磨Parks+Resorts共同事業体
代表構成団体 : 株式会社サンケイビル
構成団体 : 三菱倉庫株式会社、
JR 西日本不動産開発株式会社、
株式会社竹中工務店、
芙蓉総合リース株式会社、
阪神電気鉄道株式会社、
株式会社グランビスタホテル&リゾート

2 認定をした日

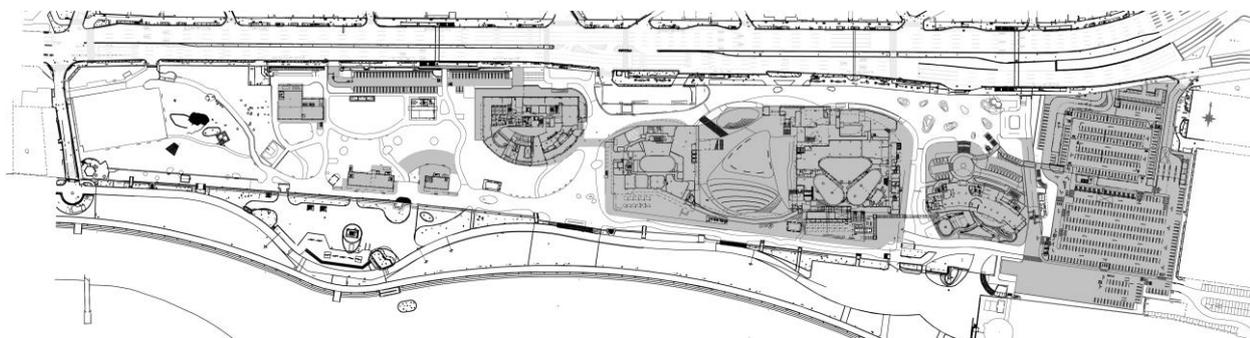
令和5年8月31日

3 認定の有効期間

公募対象公園施設の設置許可日から20年間

4 公募対象公園施設の場所

海浜公園（神戸市須磨区若宮町1丁目、須磨浦通1丁目）内指定場所



■ 公募対象公園施設の設置予定区域

神戸市告示第339号

地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第158条第1項の規定により、学校給食に係る学校給食費の収納事務等を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年9月12日

神戸市長 久 元 喜 造

1 受託者

岐阜県岐阜市日置江1丁目58番地

株式会社電算システム

取締役執行役員事業部長 辻本 治

2 委託期間

令和5年9月1日から令和7年3月31日まで

令和5年9月12日 神戸市公報第3825号

神戸市告示第340号

次の事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者の指定をしたので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和5年9月12日

神戸市長 久 元 喜 造

事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2815102344	ケアあんじゅ	兵庫県神戸市中央区旗塚通5-2-12 杉野ビル1F	一般社団法人ライフフィールド会	兵庫県神戸市中央区旗塚通5-2-12 杉野ビル1F	令和5年7月1日	居宅介護
2815102344	ケアあんじゅ	兵庫県神戸市中央区旗塚通5-2-12 杉野ビル1F	一般社団法人ライフフィールド会	兵庫県神戸市中央区旗塚通5-2-12 杉野ビル1F	令和5年7月1日	重度訪問介護
2815102344	ケアあんじゅ	兵庫県神戸市中央区旗塚通5-2-12 杉野ビル1F	一般社団法人ライフフィールド会	兵庫県神戸市中央区旗塚通5-2-12 杉野ビル1F	令和5年7月1日	同行援護
2810101457	エルセンケアセンター神戸	兵庫県神戸市東灘区住吉山手2丁目11-24	株式会社エルセンケア	兵庫県神戸市東灘区住吉山手2丁目11-24	令和5年7月1日	重度訪問介護

令和5年9月12日 神戸市公報第3825号

2810501912	セレーテケ アサービス	兵庫県神戸 市兵庫区笠 松通6-4 -11	株式会社ク オリア	兵庫県神戸 市中央区旭 通2丁目10 番18号	令和5年7 月1日	居宅介護
2810501912	セレーテケ アサービス	兵庫県神戸 市兵庫区笠 松通6-4 -11	株式会社ク オリア	兵庫県神戸 市中央区旭 通2丁目10 番18号	令和5年7 月1日	重度訪問介 護
2810501920	訪問介護ア プリコット	兵庫県神戸 市兵庫区本 町1丁目1 番18号	株式会社杏 花	兵庫県神戸 市兵庫区本 町1丁目1 番18号	令和5年7 月1日	居宅介護
2810501920	訪問介護ア プリコット	兵庫県神戸 市兵庫区本 町1丁目1 番18号	株式会社杏 花	兵庫県神戸 市兵庫区本 町1丁目1 番18号	令和5年7 月1日	重度訪問介 護
2810500344	ライフパー トナーおけ び	兵庫県神戸 市兵庫区駅 前通4-2-13	特定非営利 活動法人お 一けすと ら・ぴっと	兵庫県神戸 市兵庫区駅 前通4-2-13	令和5年7 月1日	行動援護
2820500078	ゆうかり庵 本邸	兵庫県神戸 市兵庫区熊 野町1-1- 2	えん株式会 社	兵庫県神戸 市兵庫区熊 野町1丁目 1番7号	令和5年7 月1日	共同生活援 助
2810801965	コネクト1	兵庫県神戸 市垂水区塩 屋台1丁目 2番6号	フジデンD &C株式会 社	兵庫県神戸 市兵庫区中 道通3丁目 2番12号	令和5年7 月1日	就労継続支 援（B型）

令和5年9月12日 神戸市公報第3825号

2820800189	みらいのたね垂水	兵庫県神戸市垂水区向陽3丁目4-11	株式会社ケアラボ	大阪府大阪府中央区上本町西1丁目1番16-1202号	令和5年7月1日	共同生活援助
2815102336	スキルあっぷLab	兵庫県神戸市中央区元町通6丁目7番9号秋毎ビル401号室	合同会社イトケア	兵庫県神戸市長田区西丸山町3丁目3番9号第1イトービル	令和5年7月1日	就労継続支援(A型)
2810201091	おおらか	兵庫県神戸市灘区将軍通3丁目3番31号呉ビル	合同会社永喜会	兵庫県神戸市灘区将軍通3丁目3番31号呉ビル	令和5年7月1日	就労継続支援(B型)
2815001819	インクル	兵庫県神戸市北区鈴蘭台西町1丁目15-20	特定非営利活動法人インクルひろば	兵庫県神戸市北区南五葉一丁目1番鈴蘭台第4団地1号棟109号	令和5年7月1日	就労継続支援(B型)
2810501938	スマイルボム	兵庫県神戸市兵庫区永沢町3丁目7-7 イーデンハイツ永沢1階	特定非営利活動法人スマイル工場	兵庫県神戸市中央区港島9丁目11番地1	令和5年7月1日	就労継続支援(B型)
2810801957	BATON	兵庫県神戸市垂水区下畑町900-1	特定非営利活動法人ビバ・ニュータウン編集室	兵庫県神戸市中央区栄町通三丁目6番7号大栄ビル	令和5年7月1日	就労移行支援(一般型)

神戸市告示第341号

次の事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定による事業の廃止の届出があったため、同法第51条第2号の規定により告示する。

令和5年9月12日

神戸市長 久 元 喜 造

事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	廃止年月日	サービス種類
2815101726	一般社団法人アフレル	兵庫県神戸市中央区日暮通1-1-21 ヌーベル春日201号室	一般社団法人アフレル	兵庫県神戸市中央区日暮通1-1-21 ヌーベル春日201号室	令和5年6月30日	居宅介護
2815101726	一般社団法人アフレル	兵庫県神戸市中央区日暮通1-1-21 ヌーベル春日201号室	一般社団法人アフレル	兵庫県神戸市中央区日暮通1-1-21 ヌーベル春日201号室	令和5年6月30日	重度訪問介護
2815101726	一般社団法人アフレル	兵庫県神戸市中央区日暮通1-1-21 ヌーベル春日201号室	一般社団法人アフレル	兵庫県神戸市中央区日暮通1-1-21 ヌーベル春日201号室	令和5年6月30日	同行援護
2810101085	ワクワク未来ケアサポート	兵庫県神戸市東灘区田中町二丁目13番4号 大桂マンション204号	株式会社 Princess Rose	兵庫県神戸市東灘区田中町二丁目13番4号 大桂マンション204号	令和5年6月30日	居宅介護

令和5年9月12日 神戸市公報第3825号

2810101085	ワクワク未来ケアサポート	兵庫県神戸市東灘区田中町二丁目13番4号大桂マンション204号	株式会社 Princess Rose	兵庫県神戸市東灘区田中町二丁目13番4号大桂マンション204号	令和5年6月30日	重度訪問介護
2810500054	高齢者生協ケアステーションひらの	兵庫県神戸市兵庫区下三条町8-20	兵庫県高齢者生活協同組合	兵庫県神戸市長田区大橋町9丁目4番6号	令和5年7月1日	同行援護
2845000047	社会福祉法人恩賜財団済生会支部兵庫県済生会ふじの里デイサービスセンター	兵庫県神戸市北区藤原台中町5丁目1番2号	社会福祉法人恩賜財団済生会支部兵庫県済生会	兵庫県神戸市北区藤原台中町5丁目1番1号	令和5年6月30日	生活介護
2810801775	ハートフェルト・デジタル・プロジェクト with ikuas	兵庫県神戸市垂水区日向2丁目4-19 NT T垂水ビル別館2階	人財クリエーション株式会社	大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目1番43号あべのハルカス32F	令和5年7月1日	就労移行支援(一般型)

令和5年9月12日 神戸市公報第3825号

神戸市告示第342号

次の事業者について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者の指定をしたので、同法第21条の5の25第1号の規定により告示する。

令和5年9月12日

神戸市長 久元喜造

事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2850100302	きらきら放課後等デイサービス	兵庫県神戸市東灘区本山南町7丁目4-31-202	Trico株式会社	兵庫県神戸市中央区磯上通4丁目1番32号	令和5年7月1日	児童発達支援
2855000309	放課後等デイサービスウィズ・ユ一上津台	兵庫県神戸市北区上津台二丁目31番地32号	カイセイ合同会社	兵庫県神戸市北区上津台二丁目31番地32号	令和5年7月1日	児童発達支援
2855000309	放課後等デイサービスウィズ・ユ一上津台	兵庫県神戸市北区上津台二丁目31番地32号	カイセイ合同会社	兵庫県神戸市北区上津台二丁目31番地32号	令和5年7月1日	放課後等デイサービス
2855100232	LOVE IT そら組	兵庫県神戸市中央区宮本通1丁目2番1号グランディア王子2階	株式会社nimaconnect	兵庫県神戸市中央区吾妻通一丁目1番28号	令和5年7月1日	児童発達支援

令和5年9月12日 神戸市公報第3825号

2850700192	コペルプラス 須磨教室	兵庫県神戸市須磨区須磨浦通4丁目7番8号 コットンボール須磨駅前ビル2階1	株式会社 コペル	東京都新宿区新宿四丁目1番6号 JR新宿ミライナタワー	令和5年7月1日	児童発達支援
2850800281	コペルプラス 垂水教室	兵庫県神戸市垂水区日向1-6-1 レバンテ垂水3番館206号	株式会社 コペル	東京都新宿区新宿四丁目1番6号 JR新宿ミライナタワー	令和5年7月1日	児童発達支援
2855200362	くれせんと	兵庫県神戸市西区南別府1丁目19番地の4-201号	株式会社 みらいクリエーション	大阪府大阪市中央区淡路町三丁目3番2-1402号	令和5年7月1日	児童発達支援
2855200362	くれせんと	兵庫県神戸市西区南別府1丁目19番地の4-201号	株式会社 みらいクリエーション	大阪府大阪市中央区淡路町三丁目3番2-1402号	令和5年7月1日	放課後等デイサービス
2850700200	はなやぎキッズ	兵庫県神戸市須磨区西須磨字西須磨1の3	株式会社 年輪	兵庫県神戸市須磨区西須磨字西須磨1の3	令和5年7月1日	放課後等デイサービス
2850100401	すくはぐ東灘	兵庫県神戸市東灘区向洋町中一丁目4番地124	合同会社 すくはぐ	兵庫県西脇市小坂町74番地	令和5年7月1日	児童発達支援

令和5年9月12日 神戸市公報第3825号

2850100401	すくはぐ東灘	兵庫県神戸市東灘区向洋町中一丁目4番地124	合同会社すくはぐ	兵庫県西脇市小坂町74番地	令和5年7月1日	放課後等デイサービス
2850600202	児童デイサービスういる	兵庫県神戸市長田区御蔵通7丁目21番地御蔵通巨人ビル203	有限会社ウイル	兵庫県神戸市長田区荻藻通三丁目7番4号	令和5年7月1日	放課後等デイサービス

神戸市告示第343号

次の事業者について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定による事業の廃止の届出があったため、同法第21条の5の25第2号の規定により告示する。

令和5年9月12日

神戸市長 久 元 喜 造

事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	廃止年月日	サービス種類
2855000218	りんく	兵庫県神戸市北区上津台2丁目3番20号	トータルライフサポート合同会社	兵庫県三田市狭間が丘5丁目3番地503号	令和5年6月30日	放課後等サービス
2850700697	放課後等サービス ホーリーヴィラ	兵庫県神戸市須磨区離宮前町1丁目1番29号	社会福祉法人 しんじゅ	兵庫県神戸市須磨区須磨本町1丁目1番6号	令和5年6月30日	放課後等サービス

神戸市告示第344号

神戸市市税条例（昭和25年8月条例第199号）第23条の2第1項第3号の規定に基づき、個人の市民税の控除の対象となる寄附金に係る団体を指定したので、次のとおり告示する。

令和5年9月12日

神戸市長 久元喜造

指定番号	指定年月日 (対象となる寄附金)	名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
20230007	令和5年8月29日 (令和5年6月7日から 令和10年6月6日までに 支出された寄附金)	特定非営利活動法人ケアット 理事長 岡本 芳江 神戸市東灘区魚崎北町4丁目3-15

神戸市告示第345号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和5年9月13日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和5年9月26日まで一般の縦覧に供する。

令和5年9月12日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	宇治川右岸線	神戸市中央区再度筋町59番1地先から 神戸市中央区再度筋町59番1地先まで	新	42.00	最大 6.40 最小 6.00
			旧	42.00	最大 6.40 最小 5.20
市道	湊東方面第5号線	神戸市中央区再度筋町97番3地先から 神戸市中央区再度筋町58番1地先まで	新	7.10	最大 3.40 最小 3.20
			旧	7.10	最大 2.70 最小 2.40

神戸市告示第346号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和5年9月13日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和5年9月26日まで一般の縦覧に供する。

令和5年9月12日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	生田北125号線	神戸市中央区北長狭通4丁目3番18地先から	新	2.10	4.00
		神戸市中央区北長狭通4丁目3番18地先まで	旧	2.10	4.00

神戸市告示第347号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和5年9月13日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和5年9月26日まで一般の縦覧に供する。

令和5年9月12日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	星が丘3号線	神戸市垂水区星が丘3丁目2252番469地先から	新	210.70	最大 4.70 最小 4.60
		神戸市垂水区星が丘3丁目2252番1724地先まで	旧	210.70	最大 4.00 最小 3.00

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和5年8月30日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和5年8月30日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

TerrasMa

神戸市須磨区高倉台1丁目1外

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 2,660 m²

(変更後) 5,000 m²

(2) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

位置	収容台数
店舗①及び店舗②東側、店舗③北側	167台

(変更後)

位置	収容台数
店舗①及び店舗②東側、店舗③北側、店舗④北側	239台

(3) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)

位置	収容台数
店舗①北側、店舗③北西側、飲食1西側及び飲食3南東側	171台

(変更後)

位置	収容台数
店舗①北側、店舗③北西側、飲食1西側	83台

(4) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前)

位 置	面 積
店舗①南西側	70 平方メートル
店舗②南西側	70 平方メートル
店舗③北東側	15 平方メートル
合 計	155 平方メートル

(変更後)

位 置	面 積
店舗①南西側	70 平方メートル
店舗②南西側	70 平方メートル
店舗③北東側	15 平方メートル
店舗④北西側	51.8 平方メートル
合 計	206.8 平方メートル

(5) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前)

位 置	容 量
店舗①南西側	6.9 立方メートル
店舗②南西側	5.4 立方メートル
店舗③東側	2.6 立方メートル
合 計	14.9 立方メートル

(変更後)

位 置	容 量
店舗①南西側	6.9 立方メートル
店舗②南西側	5.4 立方メートル
店舗③東側	2.6 立方メートル
店舗④西側	12.0 立方メートル
合 計	26.9 立方メートル

(6) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
ヤマダストア株式会社	午前9時	午後11時
株式会社キリン堂	午前9時	午後9時45分
株式会社キャンドウ	午前9時	午後9時45分

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
ヤマダストア株式会社	午前9時	午後11時
株式会社キリン堂	午前9時	午後9時45分
株式会社キャンドウ	午前9時	午後9時45分
コーナン商事株式会社	午前6時30分	午後9時45分

(7) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分から午後11時15分まで

(変更後) 午前6時00分から午後11時15分まで

3 変更する年月日

令和6年4月1日

4 変更する理由

テナント新規入店のため。

5 届出年月日

令和5年7月31日

6 縦覧期間

令和5年8月30日から令和6年1月5日まで

7 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地につき農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条第1項に規定する神戸農業振興地域整備計画に係る軽微な変更をしたので、同法第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により、次のとおり公告します。

令和5年9月12日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

土地の表示						変更内容
市	区	町	字	地番	面積	
神戸	西	押部谷町西盛	西垣内	667番 のうち 別図の斜線部分	697㎡のうち 602.90㎡	農業用施設 用地に用途 区分を変更 する。
神戸	西	神出町紫合	北岡	1145番	1,300㎡	農業用施設 用地に用途 区分を変更 する。
神戸	西	神出町宝勢	坊主谷	4822番 のうち 別図の斜線部分	1,377㎡のうち 191㎡	農業用施設 用地に用途 区分を変更 する。
神戸	西	岩岡町野中	神出 道上	1087番1 のうち 別図の斜線部分	1,152㎡のうち 70㎡	農用地区域 から除外す る。

別図は省略する。

神戸市公告

都市公園を設置するので、神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）第3条の規定により、次のとおり公告します。

令和5年9月12日

神戸市長 久元喜造

1 設置する都市公園

(1)名称、位置及び区域

名 称	位 置	区 域	備 考
潤和谷田公園	西区伊川谷町潤和字谷田	神戸市建設局公園部管理課 備付けの図面のとおりに	

(2)供用開始の年月日

令和5年9月12日

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和5年9月12日

神戸市長 久 元 喜 造

1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市須磨区友が丘9丁目27番2、27番3、27番4、27番5、2603番95、2663番24、2663番27

開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市住吉区我孫子東2丁目7番4号

株式会社ティー・アイ・コーポレーション

代表取締役 高田 寛裕

許可番号

令和4年12月20日 第8090号

（変更許可 令和5年1月31日 第2037号）

（変更許可 令和5年7月31日 第2067号）

2 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市西区伊川谷町有瀬字東高見1302番1、1302番4、1302番4地先水路、西区伊川谷町有瀬字古苗代1373番1、1373番2、1352番1の一部、1374番1の一部、1375番1の一部

開発許可を受けた者の住所及び氏名

神戸市西区伊川谷町有瀬1318番地

有限会社島重商事

代表取締役 島田重克

許可番号

令和5年2月6日 第8101号

（変更許可 令和5年8月14日 第2072号）

神戸市選告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項及び第75条第6項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第5条第30項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和5年9月5日

神戸市選挙管理委員会
委員長 岩田 嘉晃

1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数	<u>24,940</u>
2 選挙権を有する者の総数の6分の1の数	<u>207,828</u>
3 選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	<u>255,871</u>
4 神戸市の議会の議員の選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数	
東灘区	<u>57,672</u>
灘区	<u>36,148</u>
中央区	<u>37,216</u>
兵庫区	<u>30,228</u>
北区	<u>59,360</u>
長田区	<u>25,915</u>
須磨区	<u>44,102</u>
垂水区	<u>59,241</u>
西区	<u>65,777</u>